

小林市観光イメージキャラクター「こすモ〜」使用ガイドライン

令和元年8月28日

「こすモ〜」は、小林市の魅力を発信するシンボルとして生まれたキャラクターです。このガイドラインは、「こすモ〜」（以下「キャラクター」という。）が皆様に親しまれ、様々な媒体に活用していただくための基準等を示しています。

なお、キャラクターのご使用にあたっては、本ガイドラインと併せて「小林市観光イメージキャラクター使用要綱」もご覧いただきますようお願いいたします。

1. キャラクターについて

名 称：小林市観光イメージキャラクター「こすモ〜」

【こすモ〜の情報】

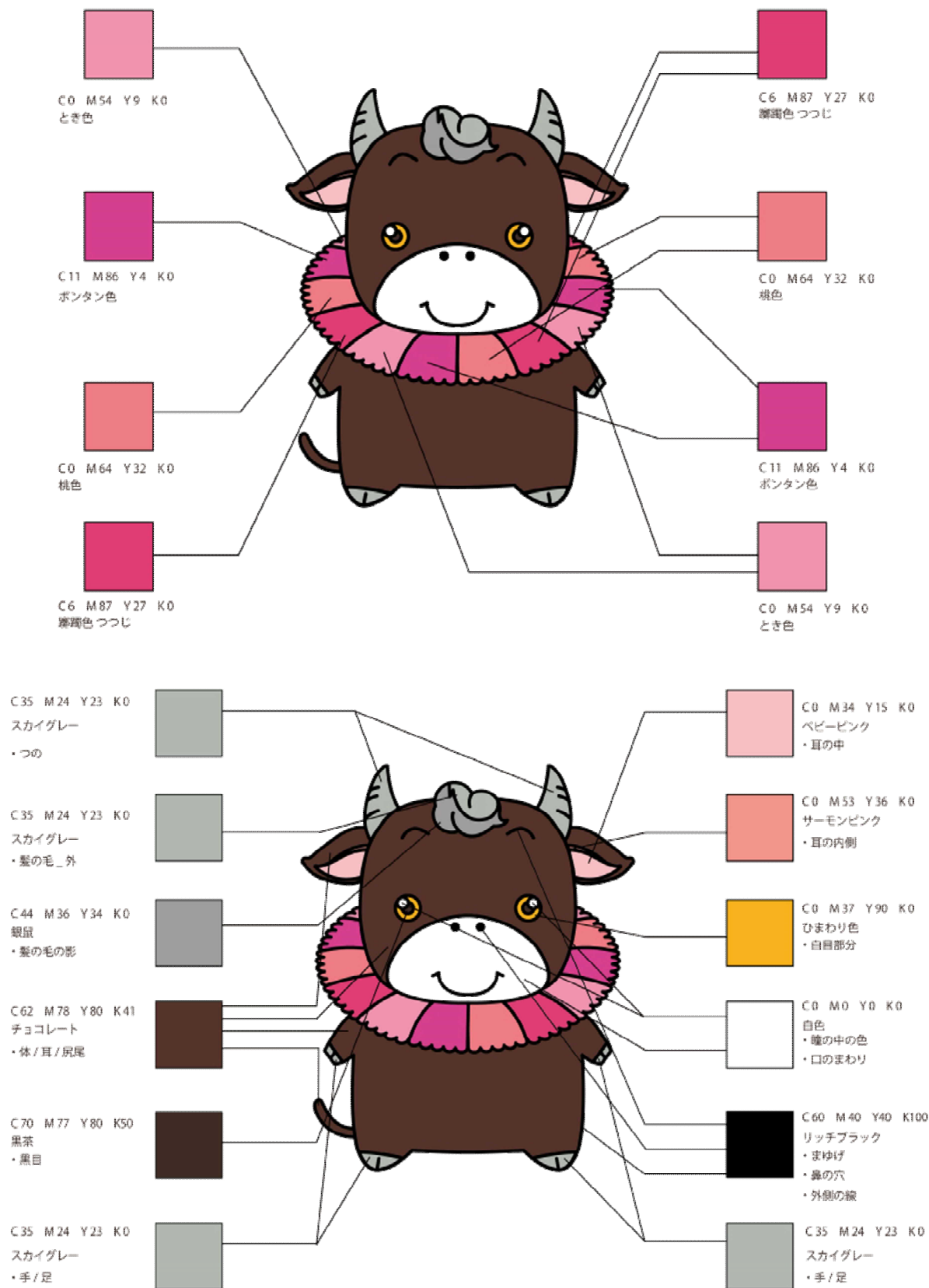
- 出 身：小林市
- 誕生日：第10回全国和牛能力共進会で日本一になった日（平成24年10月29日）
- 性 別：女の子
- メ モ：綺麗好き（朝シャンを好む）・ウオーキングが趣味



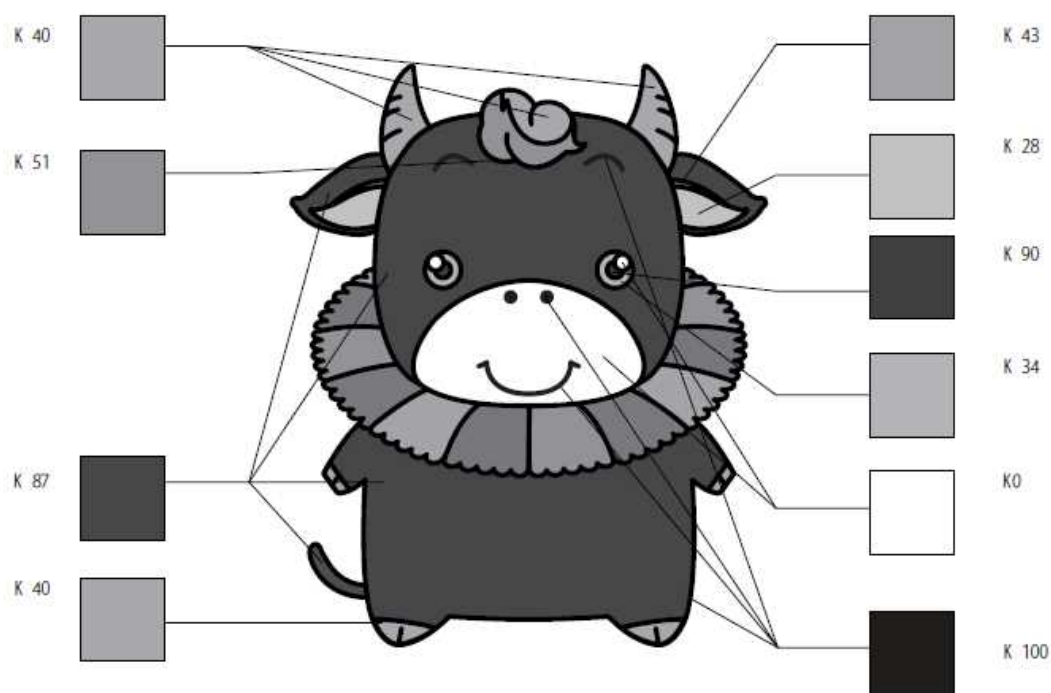
2. キャラクターのカラー

キャラクターのカラー見本は次のとおりです。

(1) 4色表示の場合



(2) グレースケールの場合



3. 使用基準について

(1) 著作権等

キャラクターに関する権利は、小林市に帰属します。このためキャラクターを使用する場合は、報道機関が報道目的に使用する場合等を除き、必ず使用前に小林市に申請を行い、その許可を受けてください。商標登録番号5680192号（平成26年6月27日取得）

(2) 使用基準

① 表示色

表示色は、「2. キャラクターのカラーについて」の色を参照してください。

② 使用のルール

- ・キャラクターの使用許可は、キャラクターのPR及び市全体のイメージアップに寄与すると見込まれるため許可するものであり、キャラクターを使用する商品等を推奨したり、その品質を保証するものではありません。
- ・中立性を保つため、原則として、会社名や商品名などと続けて表記することはできません。
- ・キャラクターの図形を使用する場合は、企業や商品等のキャラクターと混同しないよう、「小林市観光イメージキャラクター「こすモ～」を併記してください。

③ 許可できない場合（許可した後において、使用の許可を取り消す場合も含む。）

次の場合は、キャラクターの名称及び図形の使用を許可しません。

- ・法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- ・市の信用又は品位を害すると認められる場合
- ・第三者の利益を害すると認められる場合
- ・特定の政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める風俗営業を行う者が使用する場合
- ・小林市暴力団排除条例（平成23年小林市条例第25号）第2条第1号の規定による暴力団若しくは同条第2号の規定による暴力団員又は同条第3号の規定による暴力団関係者が使用する場合
- ・キャラクターの使用によって、第三者に誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- ・キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- ・キャラクターを著しく変形していると認められる場合
- ・その他キャラクターの使用が適当でないと認められる場合

④使用の例示

- ・縦、横比率を同一にした拡大、縮小はできます。

※ ただし、縮小しすぎてつぶれる、拡大しすぎて一部分しか表示されない等、「こすも〜」と判別し難いものは使用できません。

- ・物を持たせたり、服を着せたりすることはできます。

※ ただし、キャラクターのイメージにそぐわない、特定の企業や商品等のPRと受け取れるものは使用できません。

- ・ポーズを変えることはできます。

※ ただし、キャラクターのイメージにそぐわない、通常ありえないポーズと受け取れるものは使用できません。

- ・スカーフを変える、ボディの色を変える等はできません。

4. 使用許可手続きについて

(1) 使用許可申請が不要な場合

- ① 報道機関等が報道目的で使用する場合
- ② 個人の楽しみの範囲（個人の年賀状、商用でない個人の名刺等）で使用する場合
- ③ 商用目的以外で、かつ、市が指定する図形をそのまま使用する場合
（縦横比率を同一した拡大・縮小を含む。）

※ ただし、いずれの場合も「3. 使用基準について（2）使用基準 ③使用できない場合」に該当する場合は、キャラクターを使用できません。

※ キャラクターを使用する場合は「小林市観光イメージキャラクター「こすモ～」」と併記してください。

(2) 使用許可申請が必要な場合

上記（1）以外の場合

・商用への使用は、以下のいずれかを満たし、かつ市内外へ小林市のPRおよび販路拡大に寄与するものとします。

- ア 小林市内で生産されたもの又はそれらを使用したもの
- イ 小林市の特産品
- ウ 小林市の公共機関又は小林市内に住所のある団体・会社等が作成するもの
- エ 上記ウのいずれかと提携して作成するもの

・キャラクター使用に当っては、製造物等の品質の管理、安心安全の確保並びに適正な表示等の徹底を行った上で、製造責任者名と連絡先を表示するなどし、責任の所在を明記した上で「小林市観光イメージキャラクター「こすモ～」」の表記をその商品又は包装等に明示してください。

(3) 使用許可申請が必要な場合は、次のとおり書類を揃えて手続きをお願いします。

- ① 使用許可申請書
 - ② 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
 - ③ キャラクターの使用状況が分かる完成見本等
- ※食品に対する申請は上記の他に下記の書類も提出してください。
- ④ 製造若しくは販売に係わる保健所の営業許可証(写)
 - ⑤ 店舗毎の業務報告書(写)
 - ⑥ 製造または販売する店舗一覧(任意様式)
 - ⑦ その他必要と認める書類

(4) 許可期間

許可期間は1年以内とします。ただし、必要に応じ更新はできます。

(5) 使用料

使用料は、無料とします。

(6) 使用開始にあたって

小林市からの使用許可後、使用にあたっては、許可書に付された条件等を遵守し、正しく使用してください。条件等に反することが確認された場合、その他キャラクターの使用が適当でないと判断された場合は、使用許可を取り消します。

なお、市はキャラクターの使用許可又はその取消しにより生じた損失等について、一切の責任を負いません。